

教 育 委 員 会 会 議

日時 令和4年4月28日(木)

午前8時30分

場所 教育委員会室

< 次 第 >

1 開 会

2 教育長の報告

- | | | | |
|-------|-------------------|-------|---------|
| 報告第3号 | さいたま市教職員の人事について | 【別冊1】 | [非公開案件] |
| 報告第4号 | さいたま市教職員の退職手当について | 【別冊1】 | [非公開案件] |

3 議 事

- | | | | |
|--------|---|--|---------|
| 議案第17号 | 議決事項の一部の変更について(さいたま市立針ヶ谷小学校(1-1、-2、-3・3・30棟)リフレッシュ改修(建築)工事請負契約) | | |
| 議案第18号 | 議決事項の一部変更について(館岩少年自然の家中規模修繕(建築)工事請負契約) | | |
| 議案第19号 | 議決事項の一部変更について(館岩少年自然の家中規模修繕(電気設備)工事請負契約) | | |
| 議案第20号 | 議決事項の一部変更について(館岩少年自然の家中規模修繕(機械設備)工事請負契約) | | |
| 議案第21号 | さいたま市教職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について | | |
| 議案第22号 | さいたま市公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について | | |
| 議案第23号 | さいたま市就学支援委員会委員の任命について | | [非公開案件] |

4 閉 会

議案第21号

さいたま市教職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について

さいたま市教職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則を、別紙のとおり制定する。

令和4年4月28日提出

さいたま市教育委員会
教育長 細田 真由美

別紙

さいたま市教職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市教職員の通勤手当に関する規則（平成29年さいたま市教育委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>第8条 条例第16条において読み替えて準用する職員給与条例第15条第2項第1号に規定する運賃等相当額（以下「運賃等相当額」という。）は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 <u>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</u></p> <p style="padding-left: 2em;">ア <u>イに掲げる場合以外の場合 通用期間を支給単位期間（条例第16条において準用する職員給与条例第15条第5項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）と同じくする定期券の価額</u></p> <p style="padding-left: 2em;">イ <u>使用する定期券の通用期間が6月を超える場合 委員会の定める額</u></p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p style="padding-left: 2em;">（返納の事由及び額等）</p> <p>第14条 [略]</p> <p>2 交通機関等に係る通勤手当に係る条例第16条において読み替えて準用する職員給与条例第15条第4項の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 1月当たりの運賃等相当額等（第10条第1</p>	<p>第8条 条例第16条において読み替えて準用する職員給与条例第15条第2項第1号に規定する運賃等相当額（以下「運賃等相当額」という。）は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 <u>通用期間が支給単位期間（条例第16条において準用する職員給与条例第15条第5項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）である定期券の価額</u></p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p style="padding-left: 2em;">（返納の事由及び額等）</p> <p>第14条 [略]</p> <p>2 交通機関等に係る通勤手当に係る条例第16条において読み替えて準用する職員給与条例第15条第4項の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 1月当たりの運賃等相当額等（第10条第1</p>

号に掲げる教職員にあつては、1月当たりの運賃等相当額及び条例第16条において読み替えて準用する職員給与条例第15条第2項第2号に定める額の合計額。以下この項において同じ。)が5万5,000円以下であった場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る交通機関等(同号の改定後に1月当たりの運賃等相当額等が5万5,000円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての交通機関等)、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用する全ての交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、委員会の定める月(以下この条において「事由発生月」という。)の末日にしたものとして得られる額(次号において「払戻金相当額」という。)

イ 使用している定期券に通用期間が6月を超えるものがある場合 委員会の定める額

(2) 1月当たりの運賃等相当額等が5万5,000円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イ及びウに掲げる場合以外の場合 5万5,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額(事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、零)

イ 第12条第2項第1号又は第2号に掲げる通勤手当を支給されている場合(ウに掲げる場合を除く。) 5万5,000円に事由発生月の翌月から同項第1号若しくは第2号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用する全ての交通機関等についての払戻金相当額及び委員会の定める額の合計額のいずれか低い額(事由発生

号に掲げる教職員にあつては、1月当たりの運賃等相当額及び条例第16条において読み替えて準用する職員給与条例第15条第2項第2号に定める額の合計額。以下この項において同じ。)が5万5,000円以下であった場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る交通機関等(同号の改定後に1月当たりの運賃等相当額等が5万5,000円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての交通機関等)、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用する全ての交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、委員会の定める月(以下この条において「事由発生月」という。)の末日にしたものとして得られる額(次号において「払戻金相当額」という。)

(2) 1月当たりの運賃等相当額等が5万5,000円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 5万5,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額(事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、零)

イ 第12条第2項第1号又は第2号に掲げる通勤手当を支給されている場合 5万5,000円に事由発生月の翌月から同項第1号若しくは第2号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用する全ての交通機関等についての払戻金相当額及び委員会の定める額の合計額のいずれか低い額(事由発生月が当該期間に係る最後の月

<p>月が当該期間に係る最後の月である場合にあつては、零)</p> <p><u>ウ 前号イに掲げる場合 委員会の定める額</u></p> <p>3 [略]</p> <p>(支給単位期間)</p> <p>第15条 条例第16条において読み替えて準用する職員給与条例第15条第5項に規定する教育委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 <u>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期間</u></p> <p><u>ア イに掲げる場合以外の場合 交通機関等における定期券の通用期間のうちそれぞれ最も長いものに相当する期間</u></p> <p><u>イ 使用する定期券の通用期間が6月を超える場合 委員会の定める期間</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>である場合にあつては、零)</p> <p>3 [略]</p> <p>(支給単位期間)</p> <p>第15条 条例第16条において読み替えて準用する職員給与条例第15条第5項に規定する教育委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 <u>当該交通機関等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ6月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>2 [略]</p>
---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、令和4年5月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に、6月を超える通用期間である通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。）に係る通勤手当を支給されている教職員の当該通勤手当の額の改定、返納及び支給単位期間については、この規則による改正後のさいたま市教職員の通勤手当に関する規則第13条第2項、第14条第1項（第2号に係る部分に限る。）及び第16条第1項の規定にかかわらず、当該通用期間が終了するまでの間、なお従前の例による。

さいたま市教職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則について

提案理由

通用期間が6月を超える定期券を使用する教職員の通勤手当の額、支給単位期間等について、国に準じた所要の改正を行うため、関係規定を整備するもの。

改正の概要

通用期間が6月を超える定期券を使用する教職員の通勤手当の運賃相当額及び返納額について、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の適用を受ける国家公務員に準じた運用とするもの。

（施行期日） 令和4年5月1日

議案第22号

さいたま市公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

さいたま市公民館条例施行規則の一部を改正する規則を、別紙のとおり制定する。

令和4年4月28日提出

さいたま市教育委員会
教育長 細田 眞由美

別紙

さいたま市公民館条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市公民館条例施行規則（平成15年さいたま市教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係） (1) [略] (2) 地区公民館		別表第1（第2条関係） (1) [略] (2) 地区公民館	
名称	対象区域	名称	対象区域
[略]		[略]	
さいたま市立七里公民館	見沼区大字膝子、見沼区大字大谷、見沼区大字蓮沼、見沼区大字風渡野、見沼区大字東門前、見沼区大字東宮下、見沼区東宮下1丁目から見沼区東宮下3丁目まで、 <u>見沼区大字新堤並びに見沼区風渡野1丁目及び見沼区風渡野2丁目</u>	さいたま市立七里公民館	見沼区大字膝子、見沼区大字大谷、見沼区大字蓮沼、見沼区大字風渡野、見沼区大字東門前、見沼区大字東宮下、見沼区東宮下1丁目から見沼区東宮下3丁目まで <u>及び見沼区大字新堤</u>
[略]		[略]	

附 則

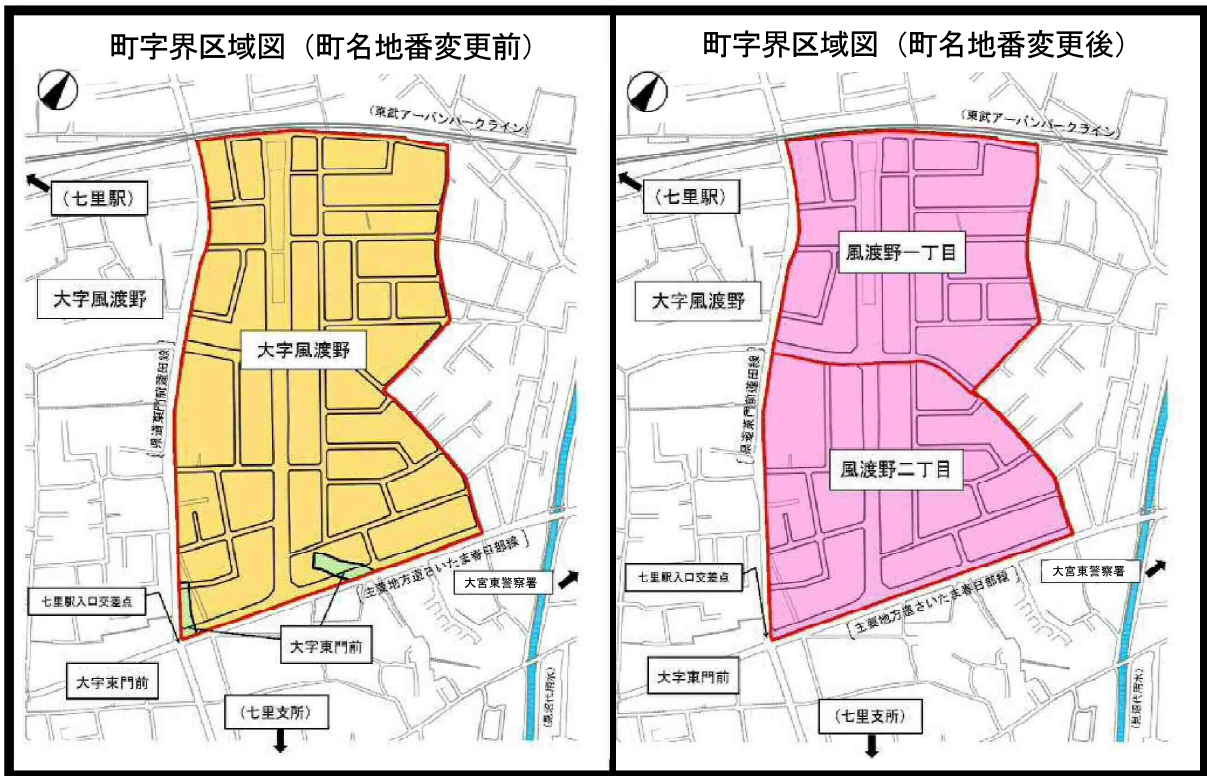
この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

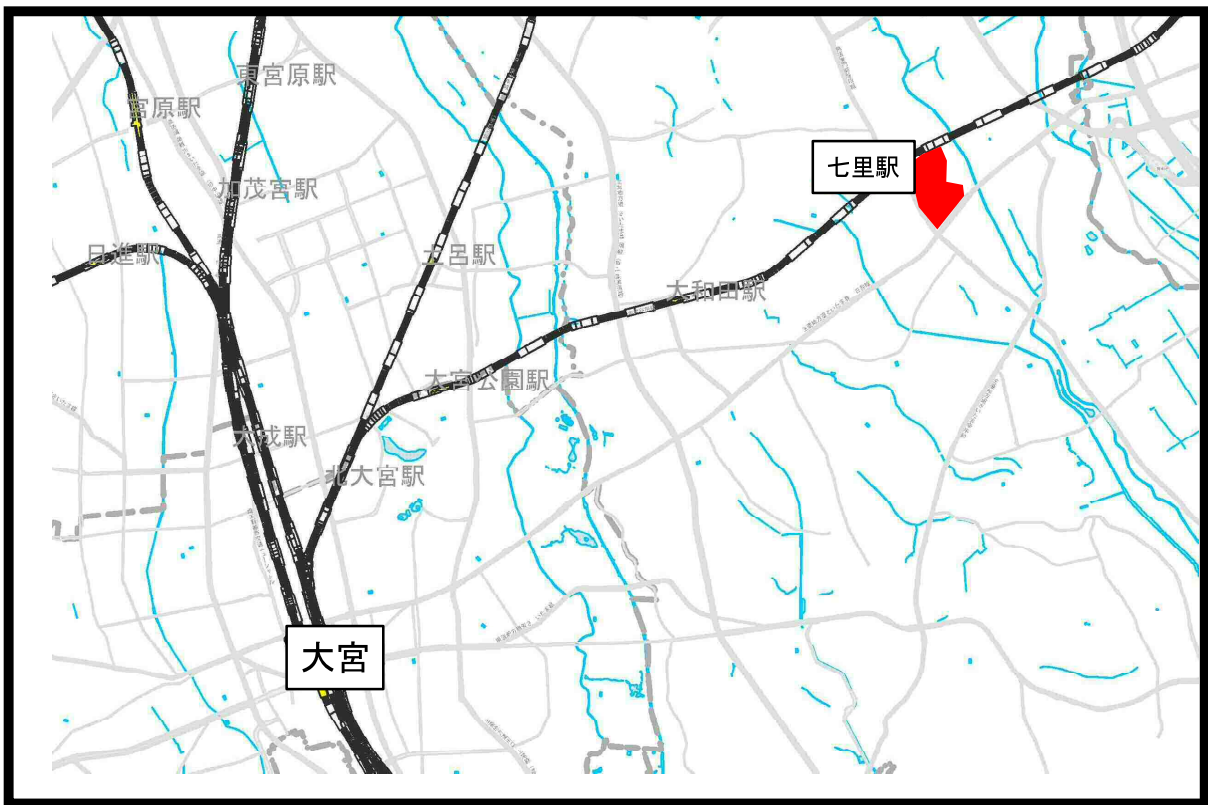
見沼区大字風渡野及び同区大字東門前地内において、町名地番変更が行われたことに伴い、さいたま市立七里公民館の対象区域の表記の一部が変更となるため、所要の改正を行うものです。

なお、施行期日は、公布の日です。

町名地番変更実施前後比較図



位置図



議案第 24 号

さいたま市教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の制定
について

さいたま市教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を、別紙の
とおり制定する。

令和 4 年 4 月 28 日提出

さいたま市教育委員会
教育長 細田 眞由美

別紙

さいたま市教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成29年さいたま市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表第2（第4条関係） 学歴免許等資格区分表			別表第2（第4条関係） 学歴免許等資格区分表		
学歴免許等の区分		学歴免許等の資格	学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分		基準学歴区分	学歴区分	
[略]			[略]		
2 短大卒	1 短大3卒	(1) <u>学校教育法による3年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限3年の前期課程の修了</u> (2)~(4) [略]	2 短大卒	1 短大3卒	(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業 (2)~(4) [略]
	2 短大2卒	(1) <u>学校教育法による2年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限2年の前期課程の修了</u> (2)~(6) [略]		2 短大2卒	(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業 (2)~(6) [略]
	[略]	[略]		[略]	[略]
[略]			[略]		
4 中学卒	中学卒	(1) <u>学校教育法による中学校、義務教育学校若しくは特別支援学校（同法第76条第1項に規定する中学部に限る。）の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了</u> (2) [略]	4 中学卒	中学卒	(1) 学校教育法による中学校若しくは特別支援学校（同法第76条第1項に規定する中学部に限る。）の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 (2) [略]
備考 [略]			備考 [略]		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

さいたま市教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の制定について

提案理由

国に準じて整備している学歴免許等資格区分表について、国における改正状況等を踏まえ、所要の改正を行うもの。

(施行期日) 公布の日

議案第17号

議決事項の一部の変更について（さいたま市立針ヶ谷小学校（1-1、-2、-3・3・3
0棟）リフレッシュ改修（建築）工事請負契約）

令和4年2月議会において議決を得た請負契約について、下記のとおり変更するため、市長に
申出する。

令和4年4月28日提出

さいたま市教育委員会
教育長 細田 眞由美

記

3契約金額中「523,600,000円」を「530,255,000円」に変更する。

提案理由

令和4年2月議会において議決を得たさいたま市立針ヶ谷小学校（1-1、-2、-3・3・30棟）リフレッシュ改修（建築）工事請負契約について、公共工事設計労務単価が上昇したことに伴い、契約金額を増額することに関し市長に申出するものです。

さいたま市立針ヶ谷小学校（1-1、-2、-3・3・30棟）

リフレッシュ改修（建築）工事概要

■ 工事概要

- 1 工事名称 さいたま市立針ヶ谷小学校（1-1、-2、-3・3・30棟）
リフレッシュ改修（建築）工事
- 2 工事場所 さいたま市浦和区領家7丁目2番1号
- 3 敷地面積 20,892.51㎡
- 4 構造規模 普通・特別教室棟（1-1、-2・3棟）
給食室棟（1-3・30棟）
鉄筋コンクリート造、地上3階建て
延べ面積 3,244.97㎡
- 5 工期 令和4年3月11日から令和5年3月17日
- 6 改修内容 防水改修工事、外壁改修工事、建具改修工事、内装改修工事、塗装改修工事、
便所改修工事、外構改修工事

■ 契約の相手方

三ツ和・山一特定共同企業体
代表構成員：三ツ和総合建設業共同組合
代表理事：山本純義

■ 変更内容

	契約金額
変更前	5億2360万円
変更後	5億3,025万5,000円
変更額	665万5,000円

■ 変更の理由

令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価が令和3年3月から適用している労務単価と比較して、全国全職種平均で約2.5%上昇したことから、特例措置に基づき請負代金額の変更をするもの。

議案第18号

議決事項の一部変更について（館岩少年自然の家中規模修繕（建築）工事請負契約）

令和4年2月議会において議決を得た請負契約について、下記のとおり変更するため、市長に申出する。

令和4年4月28日提出

さいたま市教育委員会
教育長 細田 眞由美

記

3契約金額中「965,800,000円」を「1,005,653,000円」に変更する。

提案理由

令和4年2月議会において議決を得た舘岩少年自然の家中規模修繕（建築）工事請負契約について、公共工事設計労務単価が上昇したことに伴い、契約金額を増額することについて、市長に申出するものです。

館岩少年自然の家中規模修繕（建築）工事概要

■ 工事概要

- 1 工事名称 館岩少年自然の家中規模修繕（建築）工事
- 2 工事場所 福島県南会津郡南会津町宮里字向山2847番地1
- 3 敷地面積 341,098㎡
- 4 構造規模 鉄筋コンクリート造 地上5階建て
工事対象面積 7,950.80㎡
- 5 工期 令和4年3月11日から令和5年12月22日
- 6 主な工事内容
 - 防水改修工事
 - 外壁改修工事
 - 建具改修工事
 - 内部仕上げ改修工事
 - 外構改修工事

- 契約の相手方 秋山ユアビス・南会西部特定共同企業体
(代表構成員：秋山ユアビス建設株式会社)

■ 変更内容

	契約金額
変更前	9億6千580万円
変更後	10億565万3千円
変更額	3千985万3千円

- 変更の理由 令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価が令和3年3月から適用している労務単価と比較して、全国全職種平均で約2.5%上昇したことから、特例措置に基づき請負代金額の変更をするもの。

議案第19号

議決事項の一部変更について（館岩少年自然の家中規模修繕（電気設備）工事請負契約）

令和4年2月議会において議決を得た請負契約について、下記のとおり変更するため、市長に申出する。

令和4年4月28日提出

さいたま市教育委員会
教育長 細田 眞由美

記

3契約金額中「303,600,000円」を「310,651,000円」に変更する。

提案理由

令和4年2月議会において議決を得た館岩少年自然の家中規模修繕（電気設備）工事請負契約について、公共工事設計労務単価が上昇したことに伴い、契約金額を増額することについて、市長に申出するものです。

館岩少年自然の家中規模修繕（電気設備）工事概要

■ 工事概要

- 1 工事名称 館岩少年自然の家中規模修繕（電気設備）工事
- 2 工事場所 福島県南会津郡南会津町宮里字向山2847番地1
- 3 敷地面積 341,098㎡
- 4 構造規模 鉄筋コンクリート造 地上5階建て
工事対象面積 7,950.80㎡
- 5 工期 令和4年3月11日から令和5年12月22日
- 6 主な工事内容
 - 電灯設備工事
 - 受変電設備工事
 - 発電設備工事
 - 構内配電線路工事
 - 避雷設備工事

- 契約の相手方 浦和・和泉特定共同企業体
(代表構成員：浦和電気工事株式会社)

■ 変更内容

	契約金額
変更前	3億360万円
変更後	3億1千65万1千円
変更額	705万1千円

- 変更の理由 令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価が令和3年3月から適用している労務単価と比較して、全国全職種平均で約2.5%上昇したことから、特例措置に基づき請負代金額の変更をするもの。

議案第20号

議決事項の一部変更について（館岩少年自然の家中規模修繕（機械設備）工事請負契約）

令和4年2月議会において議決を得た請負契約について、下記のとおり変更するため、市長に申出する。

令和4年4月28日提出

さいたま市教育委員会
教育長 細田 眞由美

記

3契約金額中「724,746,000円」を「759,352,000円」に変更する。

提案理由

令和4年2月議会において議決を得た館岩少年自然の家中規模修繕（機械設備）工事請負契約について、公共工事設計労務単価が上昇したことに伴い、契約金額を増額することについて、市長に申出するものです。

館岩少年自然の家中規模修繕（機械設備）工事概要

■ 工事概要

- 1 工事名称 館岩少年自然の家中規模修繕（機械設備）工事
- 2 工事場所 福島県南会津郡南会津町宮里字向山2847番地1
- 3 敷地面積 341,098㎡
- 4 構造規模 鉄筋コンクリート造 地上5階建て
工事対象面積 7,950.80㎡
- 5 工期 令和4年3月11日から令和5年12月22日
- 6 主な工事内容
 - 換気設備工事
 - 給水設備工事
 - 排水設備工事
 - 衛生器具設備工事
 - ガス設備工事

- 契約の相手方 積田・八ッ橋特定共同企業体
(代表構成員：積田冷熱工事株式会社)

■ 変更内容

	契約金額
変更前	7億2千474万6千円
変更後	7億5千935万2千円
変更額	3千460万6千円

- 変更の理由 令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価が令和3年3月から適用している労務単価と比較して、全国全職種平均で約2.5%上昇したことから、特例措置に基づき請負代金額の変更をするもの。